

グループホーム プラム 運営規程 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

第1条 株式会社香風が開設する グループホームプラム(以下「事業所」という。)

が実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要支援2と認定されて認知症の状態にある者に、適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の従業者は、要支援2と認定されて認知症の状態にあるもの(著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にあるものを除く)に対して、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム プラム
- 二 所在地 綾歌郡綾川町滝宮1122-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

第1ユニット(プラム1)

- 一 管理者 1人(常勤・介護従業者と兼務)介護支援専門員
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 介護福祉士 1人(常勤・介護従事者と兼務)介護支援専門員
計画作成担当者は、当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて、指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三 介護従業者 7人(常勤4人うち1人は管理者と兼務・うち1人は計画作成担当者と兼務・非常勤3人)

介護従業者は、当該ユニットの各利用者に応じた指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

なお、夜間及び深夜の時間帯(21時から翌朝6時まで)は、夜勤体制として1人配置する。

また従業者は認知症対応型共同生活介護にも兼務し、設備等も共用する。

第2ユニット(プラム2)

一 管理者 1人(常勤・介護従業者と兼務)介護支援専門員

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 計画作成担当者 介護福祉士 1人(常勤・介護従業者と兼務)介護支援専門員

計画作成担当者は、当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

三 介護従業者 8人(常勤5人うち1人は管理者と兼務・うち1人は計画作成担当者と兼務・非常勤3人)

介護従業者は、当該ユニットの各利用者に応じた指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。なお、夜間及び深夜の時間帯(21時から翌朝6時まで)は、夜勤体制として1人配置する。

また従業者は認知症対応型共同生活介護にも兼務し、設備なども共用する。

(利用定員)

第6条 事業所におけるユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

一 第1ユニット 9人

第2ユニット 9人

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2と認定され、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人の介護職員を配置し、共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または、2割額とする。

2 家賃 1,600円/日

3 食材料費 1,700円/日

4 管理費 950円/日

5 理美容代 自己負担

6 おむつ代 自己負担

第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)をうけるものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

2 入居者が入院治療を要する場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

一 消火、非難事態時の関係機関への通報体制の整備

二 消防設備、施設等の点検及び整備

三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督

四 その他防火管理上必要な業務

五 定期的な非難・救出その他の訓練

六 業務継続計画の策定

(秘密保持等)

第11条 1 介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生

した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第14条 1 事業所は、介護従事者等の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1か月以内
- 二 継続研修 年 2回

- 2 事業所は、この事業を行うため、介護予防認知症対応型共同生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社香風と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第15条 利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発防止をするための措置
(虐待の発生または再発防止の委員会の開催、指針の整備、研修の実施
担当者を定めるものとする)

(身体拘束について)

第16条 利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合において、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
身体拘束の適正化の指針を整備し、検討する委員会の開催、研修を定期的実施する。

(サービスの第三者評価の実施)

第17条 運営推進会議を通して第三者による外部評価を行っている。

附則

この規程は、令和5年 10月 1日より施行する
この規程は、令和6年 4月 1日より施行する
この規程は、令和7年 4月 1日より施行する
この規程は、令和7年 5月 1日より施行する